

(案)

こ 成 保 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

※※※（実施団体） 殿

こども家庭庁成育局長

保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業（うち、保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業））（令和5年度補正予算分）の実施について

標記事業の実施については、別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業（うち、保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業））実施要綱」により行うこととし、令和※年※月※日から適用することとしたので通知する。

(案)

保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業（うち、保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業））（令和 5 年度補正予算分）実施要綱

第 1 事業の目的

保育所等における ICT 化推進等事業では、保育所等における業務の ICT 化を推進することにより、保育士等の業務負担軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的としている。

このうち、保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業では、保育現場等における ICT 化の更なる普及に向けた検討に資する基礎的なデータを把握することを目的とし、事業を実施する。

第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第 3 事業の内容

実施団体は、保育施設等における ICT 導入状況等について、今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、次の取組を行うものとする。

1 情報収集・管理業務

(1) 保育施設等における ICT 導入状況等の調査

実施団体は、全ての保育施設等に対し、ICT 導入状況等に関する調査を行うものとする。

なお、調査対象とする「保育施設等」とは、以下 i から iii の施設をいう。

- i 保育所
- ii 幼保連携型認定こども園
- iii 地域型保育事業を行う事業所

(2) 調査項目及び方法

(1) で実施する調査項目については、少なくとも以下の項目を含めるものとする。その他の項目については、別途協議により決定する。

また、以下の項目について回答する保育施設等が容易に回答できるようアンケートフォームを利用する等（子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」の CSV ファイルの活用等）して調査を実施すること。

- i 施設基本情報

(案)

- ① 施設種別
- ② 運営区分（公私別）及び法人種別
- ③ 所在する都道府県・市区町村
- ④ 施設の定員数（利用定員）
- ⑤ 使用環境（端末台数、ネットワーク環境等）
- ⑥ 職員体制（配置数等）
- ⑦ ICT 導入状況（システム有無、導入コスト、経常費用等）
- ⑧ その他（協議の上、決定）

ii ICT 活用状況

- ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ② 保育料・延長保育料の計算に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ 職員間の連絡に関する機能
- ⑤ 職員の出退勤管理に関する機能
- ⑥ 保育に係る計画・記録に関する機能
- ⑦ 児童票の作成に関する機能
- ⑧ キャッシュレス決済に関する機能
- ⑨ 午睡センサ等、①～⑧を除くその他の ICT ツール
- ⑩ 各機能導入による業務改善効果等
- ⑪ その他（協議の上、決定）

iii その他（自治体における補助金の活用状況、活用事例、活用に向けた課題等）

(3) 調査結果の集約・整理

(1) 及び (2) に基づき行った調査の内容を集約するとともに、自治体別及び施設類型別等の内容について、一貫性を持って把握できるよう整理するものとする。

2 その他

1 のほか、本事業の目的に沿った取組があれば、こども家庭庁に協議の上、実施すること。

第4 事業の実施方法

1 こども家庭庁との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜こども家庭庁と協議の上、事業を実

(案)

施するものとする。

2 広報媒体の作成

実施団体は、本事業において広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部としてこども家庭庁シンボルマークを使用するとともに、こども家庭庁と随時協議の上、作成すること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

第7 その他特記事項

1 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2 著作権の取扱い

こども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。

イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄し

(案)

なければならないこと。

ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。

オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。